

圧延鋼材に対する承認試験の方法に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

圧延鋼材に対する承認試験の方法に関する事項

改正理由

本会規則においては、圧延鋼材の製造法承認試験の一つとして非金属介在物の顕微鏡試験の要件を規定しているが、具体的な試験の方法については、規格化された JIS G 0555 を参照している。

そのうち、試験片の採取方向については、その取扱いを確実にするために、規則中にも重複して規定しているが、両者の間に不整合が見られるため、今般、JIS G 0555 との整合を図るべく、関連規定を改めた。

また、鋼のフェライト結晶粒度試験方法について定める JIS G 0552 が、鋼一結晶粒度の顕微鏡試験方法について定める JIS G 0551 に統合されるよう改正されたことを受け、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 非金属介在物の顕微鏡試験における試験片の採取方向を平行方向に改めた。
- (2) JIS G 0552 を、承認試験項目におけるオーステナイト結晶粒度、フェライト結晶粒度の試験の方法から削除した。